

宝塚市
地域生活支援事業
ガイドライン
(支給決定基準)

令和5年4月版

宝塚市 障害(がい)福祉課

はじめに

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の施行に伴い、障害（がい）のある方の移動支援は、地域生活支援事業の必須事業として位置づけられ、市町村が地域の実情に即して実施するものとされました。また日中一時支援事業は、障害（がい）のある方の日中における活動の場を確保し、日常的に介護を行っている家族の一時的な休息を目的に実施するものとされました。

本市としましては、これらの事業は障害（がい）のある方が、能力及び特性に応じ、自立した日常生活および社会生活を営むことができるために、必要な事業であると考えています。

これまで寄せられたご意見・ご質問等を参考に、支給決定基準について定めたのがこのガイドラインになります。

このガイドラインを、移動支援・日中一時支援サービスを提供される事業所の方々や、現にサービスを利用している方々に広くご活用いただきますようお願いいたします。

また、このガイドラインについて、1年を目安に定期的に見直しを行っていくこととしており、この度ガイドライン運用開始後の実情を踏まえ改訂を行いました。

ご意見やご質問がございましたら、障害（がい）福祉課までお問い合わせいただけますようよろしくお願いいたします。

1 移動支援事業

1 移動支援の概要

移動支援は、全身性障害(がい)者その他屋外での移動に著しい制限のある者に対し、外出時における移動中の介護を行い、地域における自立生活及び社会参加の促進を図るもので、原則として道中、目的地先での移動に関する危険を回避する支援になります。

具体的には、単独では外出困難な障害(がい)者(児)が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行うことを言います。

2 移動支援の対象者

原則市内に住所を有する在宅の障害(がい)者等(障害(がい)児においては、原則として就学前の児童を除きます。)であり、次の状態にある方で、障害(がい)によって単独での移動が困難である場合に移動支援の対象となります。

○身体障害(がい)者

身体障害者手帳の交付を受けた方で、屋外での移動に著しい制限のある全身性障害(がい)者(児)

(身体障害者手帳1級に該当し、かつ両上肢および両下肢の機能障害(がい)を有する者、またはこれに準ずる者)

○知的障害(がい)者

療育手帳の交付を受けた方で、屋外での移動に著しい制限のある障害(がい)者(児)

○精神障害(がい)者

次のいずれかに該当する方で、漠然とした不安、妄想等により一人での外出が困難である障害(がい)者(児)が対象となります。

- ① 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ② 精神障害(がい)を事由とする年金や特別障害給付金を受給していたり、自立支援医療(精神通院)を受給しているなど、精神障害者保健福祉手帳の交付に準ずる者

○難病患者

障害者総合支援法第4条第1項又は児童福祉法第4条第2項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障害(がい)の程度が、厚生労働大臣が定める程度である者であり、身体障害(がい)者と同等に屋外での移動に著しい制限のあることが医師の意見書等により明らかである者

○障害(がい)児

上記身体障害(がい)、知的障害(がい)、精神障害(がい)、難病の対象要件に該当し、保護者の疾病、出産、事故、災害等により、保護者が外出に付き添うことができない場合や、必要最小限の範囲内で移動支援を利用することにより、当該障害(がい)児が自立した日常生活又は社会生活を営む上で必要な能力又は適性の向上を図ることができると認められる者

<<障害(がい)児の利用について>>

- ・ヘルパーを『保護者』代わりに利用することはできません。
- ・未就学児は、原則移動支援事業の対象とはなりません。年齢制限による入場制限が設けられている施設への移動支援も、保護者で対応するものとして対象になりません。
- ・小学生についても基本的に保護者による対応としますが、保護者が付き添うことが困難で、障害(がい)児の移動が制限される場合は、移動支援の対象とすることができます。(例：保護者の障害(がい)などの状況や家庭状況等を踏まえ、本人の成長に伴って身体的介助や行動障害(がい)に対し、保護者での対応が困難な場合など)
- ・中学生以上については、保護者の付き添いを要件とせず、外出目的に応じて利用することができます。

3 実施方法

移動支援のサービス実施方法は、「個別支援型」と「グループ支援型」の2種類があります。

○個別支援型

1名の障害(がい)者(児)に対して、ガイドヘルパーがマンツーマンでの支援を行います。

○グループ支援型

複数の障碍(がい)者(児)に対して、1名のガイドヘルパーが同時支援を行います。

※ただし、ガイドヘルパーが一人で同時に支援できるのは、最大4人までとします。また人数に応じて、支給割合を乗じて得た額の報酬になります。

4 移動支援の対象

移動支援は、移動支援事業が公的サービスであることを踏まえ、「社会通念上適当であるかどうか」という観点から判断し、通年かつ長期にわたる外出を除き、原則として一日で用務を終える外出が移動支援の対象となります。

ただし、宿泊を伴う移動支援の利用に関しては、必ず事前に障碍(がい)福祉課と協議を行い、原則、協議結果の部分のみ移動支援の算定対象とします。(目的地・宿泊先までの移動時間+目的地・宿泊先での介助の時間。睡眠時間など支援のない時間、目的地・宿泊先で介助していない時間は除く。)交通費や宿泊費は利用者負担となります。

なお、『居宅～目的地～居宅』の一連の行為を移動支援の原則としますが、居宅から目的地(目的地から居宅)の支援を家族等が行う場合など、一連の行為の中で支援が不要の部分がある場合は、片道または目的地のみの支援であっても、移動支援の対象とします。

◎外出の範囲

※移動支援事業の対象となる外出の例

社会生活上必要不可欠な外出	① 医療機関等の突発的な通院
	② 本人同伴による買い物
	③ 日常生活において必要な手続きなど (金融機関等にかかる手続きなど)
	④ 冠婚葬祭などの行事への参加
余暇活動等社会参加のための外出	① 自己啓発や教養を高めるもの (図書館等の公的施設、講演会等)
	② 体力増強や健康増進を図るもの (体育館やプールなど運動を目的とするもの)
	③ 生活の内容・質の充実・向上を図るもの (レジャーや映画鑑賞、理美容等)
	④ 地域生活に欠かせないもの (地域の自治会への参加など)

◎対象とならない外出の例

次に掲げる外出については、宝塚市における移動支援事業の対象とはなりません。

対象とならない例	理由
定期的な通院・官公署への手続き 相談支援事業所へのサービス利用 相談 サービス事業所への相談・見学	介護給付の「通院等介助」にて対応できるため、移動支援の利用はできません。
通勤・営業活動 施設や小規模作業所への通所	通年、かつ長期にわたる外出になり、また経済活動に係る外出となるため利用できません。
保育所・幼稚園・学校（特別支援学校を含む）への通園・通学	通年かつ長期にわたる外出については利用できません。ただし、保護者等が傷病、出産等で送迎できないときは、一時的に利用が認められる場合があります。
生活介護・放課後等デイサービス・短期入所・日中一時支援事業などの送迎利用	事業の実施主体（または保護者）による送迎を原則としています。ただし、保護者等が傷病、出産等で送迎できないときは、一時的に利用が認められる場合があります。
違法行為が伴う可能性がある場合 特定の思想の布教活動	社会通念上適当でない外出は利用できません。

※移動支援事業の外出として例外的に認めるもの

・日中活動系サービス（児童通所は除く）へ自力で通所できるようになるための一時的に必要な量の移動支援の利用ができます。利用の目安は1か月です。

・施設入所者の外出支援については、施設職員にて対応するものとされています。しかし、地域移行を目的とした場合に限り、市と事前協議のうえ、地域移行に向けた事業所見学等の必要性を市が認めた場合、10時間/月の支給決定を行います。

5 標準支給量

障害(がい)児 (18歳未満)	障害(がい)者 (18歳以上)
40時間	60時間

<<決定支給量の計算方法>>

移動支援事業の支給量については、4.5週として支給量を計算してください。ただし、利用の仕方によって、月によっては不足が生じる場合は、回数に当てはめて計算してください。

$$\text{決定支給量} = \text{1週間の利用支給量} \times 4.5\text{週}$$

<<2人介助について>>

体重の重い利用者に対して、身体介護を伴う移動の支援が必要な場合や、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合など、1人のヘルパーでは対応できない場合は、2人介助が必要な部分を明らかにしたうえで、加算として2人介助も可能とします。受給者証に記載している方のみ利用可能です。

勘案事項	加算
2人介助が必要な場合	計画上必要な時間

<<標準支給量の特例>>

介護者の病気等による入院や、予期せぬ事態が発生し、一時的に決定支給量を超えて必要不可欠な移動支援を利用する必要がある場合など、現在決定している支給量が不足してしまう場合は、対象者の状況を勘案した上で、標準支給量を超えて市が必要量を支給決定することも可能とします。

ただし、この場合の支給は原則として、

- ① 概ね2か月を超えない機関であること
- ② 可能な限り利用前に、相談支援事業所が障害(がい)福祉課に連絡を行うことが必要です。

2か月を超えて引き続き利用を必要とすることが予測される場合には、相談支援事業所が市の担当者にご相談ください。

また、<<標準支給量の特例>>により決定した支給量は、2か月間は非定型

審査会には諮らないこととしますが、上記の取扱いは、本来、事由発生前の決定支給量に戻ることを想定していますので、2か月を超えてもなお標準支給量を超える支給量になる場合は、非定型審査会の意見を聴いた上で、個別に適切な支給量を決定します。

<<標準支給量と乖離する支給決定（いわゆる「非定型」の支給決定）>>

個々の障碍(がい)のある方の事情に応じ、標準支給量と乖離する支給決定（以下「非定型」という。）を行う必要がある場合には、非定型審査会へ意見を聴いた上で、個別に適切な支給量を決定します。

「非定型」の支給決定を必要とする場合には、通常のサービス申請書類を基に、障害支援区分二次判定資料・医師意見書等を加えて非定型審査会で意見を聴きますが、別に審査資料として、相談支援事業所に本人の介護状況等を説明する資料の作成、サービス提供事業所に個別支援記録等の提出をお願いする場合があります。

6 利用者の負担

移動支援にかかる利用者の負担割合については、利用者の属する世帯の所得状況によって、次のとおりとなります。

（世帯範囲の考え方は、障害者総合支援法の障害福祉サービスに準じます。）

生活保護世帯 市民税非課税世帯	市民税課税世帯
0	1割負担

月額上限負担額は次のとおりです。

<<障碍(がい)者の場合>>

	所得区分	負担上限月額	所得区分の認定方法
18歳以上 (障碍(がい)者)	生活保護	0円	生活保護受給世帯
	低所得	0円	利用者本人及び配偶者が共に市町村民税非課税である場合
	一般1	9,300円	利用者本人又は配偶者に市町村民税が課税されており、課税されている者の市民税所得割合計額が16万円未満の場合
	一般2	37,200円	利用者本人又は配偶者に市町村民税が課税されており、課税されている者の市民税所得割合計額が16万円以上の場合

<<障害(がい)児の場合>>

	所得区分	負担上限月額	所得区分の認定方法
18歳未満 (障害(がい)児)	生活保護	0円	生活保護受給世帯
	低所得	0円	市町村民税非課税世帯に属する者である場合
	一般1	4,600円	市町村民税課税世帯に属する者であって、課税されている者の市民税所得割合計額が28万円未満の場合
	一般2	37,200円	市町村民税課税世帯に属する者であって、課税されている者の市民税所得割合計額が28万円以上の場合

7 事業所の報酬

移動支援事業の報酬について、介護給付費の単位（平成20年4月施行）に基づき、『身体介護を伴う場合』は居宅介護の「身体介護」、『身体介護を伴わない場合』は居宅介護の「家事援助」の単位数を基礎として算定します。

また移動支援を一日に複数回算定する場合は、概ね2時間以上開けてください。2時間以内の場合は、合算して請求してください。

所要時間30分未満の場合で算定する場合の所要時間は20分以上とします。また1時間の報酬は50分以上の支援で請求可とします。

グループ支援についてはその人数に応じて以下のとおりとします。

利用者：ヘルパー	2人：1人	3人：1人	4人：1人
一人当たりの報酬	×70/100	×60/100	×50/100

8 身体介護を伴う・伴わないの判断基準

日常生活において身体介護の支援が必要であって、移動支援のサービス提供中にも当然食事介助や排泄介助の身体介護の支援を必要とする場合、また行動障碍(がい)により直接的な介護が必要な場合、「身体介護を伴う」とします。

一方、移動支援のサービス提供中に食事介助や排泄介助の身体介護の支援が必要としない場合、行動障碍(がい)による直接的な介護が必要ない、または軽度である場合、「身体介護を伴わない」にて支給決定を行います。

身体介護の有無について支給決定を行う際は、「通院等介助(身体介護を伴う)※」の基準(特に下線部)を参考に決定します。

※<通院等介助(身体介護を伴う)>

- ・ 障害支援区分2以上
- ・ 認定調査項目の『歩行』が「全面的な支援が必要」または、
『移乗』「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」
『移動』「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」
『排尿』「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」
『排便』「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」
のうち1つ以上に認定されている

9 サービスの内容

移動支援で提供するサービス内容は、利用者に必要となる外出時の介助に限られます。

具体的な事例については、以下のとおりとなります。

○移動支援の対象と考えられる事例

- ・ 外出の準備に伴う支援(健康状態のチェック、整容、更衣介助、手荷物の準備等)
- ・ 移動に伴う支援(車への乗降介助、公共交通機関の利用補助等)
- ・ 外出中やその外出の前後におけるコミュニケーションの支援
- ・ 外出先での必要な支援(排せつ介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、チケットの購入の支援等)
- ・ 外出から帰宅した直後の対応支援(更衣介助、荷物整理等)

○移動支援に含まれないと考えられる事例

- ・待ち時間や利用者から離れて、具体的な移動等に係る支援を行う必要がない場合
- ・移動支援事業所等が発案・企画するイベント等への参加及びそれに類する場合
- ・遊び相手や練習相手（キャッチボールの相手やカラオケで一緒に歌うなどの行為）
- ・外出の主たる目的地を移動支援事業所の事務所などとして「預かり行為」を行う場合（移動支援は、障害（がい）者（児）に対する外出支援を目的としているため、保護者のレスパイトを目的としたものは対象とはなりません。）

10 サービス提供者の資格要件

移動支援のサービス提供に当たっては、障害（がい）種別ごとに従事者の必要な資格が異なります。必要な資格要件については、次のとおりとなります。

資格・障害（がい）別	全身性障害（がい）者	知的障害（がい）者	精神障害（がい）者
ガイドヘルパー養成研修（全身性障害（がい）者（児））修了	○		
日常生活支援従業者養成研修修了	○	○	○
重度訪問介護従業者養成研修修了	○	○	○
介護福祉士	○	○	○
障害者（児）ホームヘルパー養成研修修了	○	○	○
介護保険制度訪問介護員養成研修修了	○	○	○
介護職員実務者研修修了	○	○	○
ガイドヘルパー養成研修（知的障害者（児））修了		○	
行動援護従業者養成研修修了		○	○

1 1 その他留意事項

・通年かつ長期にわたる外出を含む外出

一連の外出の中で、学校、通所事業所等の通年かつ長期にわたる外出先が含まれる場合は、別途目的地までの支援が含まれていても、原則移動支援を算定することはできません。

・移動中の報酬算定について

移動支援は、常時支援ができる状況にあることが必要なので、例えばヘルパーが一人で運転している時間等は算定の対象外となります。なお、移動支援事業所又はヘルパーの車を用いて移動する場合には、移動に係る費用の収受にかかわらず、別途、道路運送法上の許可等が必要となりますので、許可のない場合は報酬の返還を求めます。

・他サービスとの併給関係

障害福祉サービス（重度訪問介護・同行援護・行動援護）の支給決定を受けている場合は、その利用を優先し、原則として移動支援を利用することはできません。

1 2 移動支援に関するQ & A

Q 1 グループホーム入居中に移動支援を利用する場合

グループホームに入居している間も移動支援を利用することは可能ですか。

A グループホームに入居している間も移動支援の利用は可能です。

ただし、定期的な通院については、居宅介護（通院等介助 月2回まで）で算定する事業所が対応することになりますので、回数が月3回を超える場合には、3回目以降は移動支援にて対応することになります。

Q 2 移動支援における通院時の取扱い

移動支援で通院時の介助を行うことはできますか。また、院内介助の取扱いはどうなりますか。

A 居宅介護（通院等介助及び通院等乗降介助）の対象者や介護保険の被保険者については、障害福祉サービス及び介護保険制度を優先して利用することになります。突発的な通院が発生した場合は移動支援で算定可能です。

また、院内での介助については、基本的には院内のスタッフによって対応することを基本としますが、院内のスタッフによる介助が行われない場合で、利用者の障碍(がい)状況によって必要となる介助があれば、移動支援の対象とすることができます。詳しくは障害福祉サービス等ガイドラインの「通院等介助の取り扱い（P15～16）」についてご確認ください。

Q 3 病院や施設に入院・入所中である場合

入院・入所中に一時帰宅をした際、移動支援を利用することは可能ですか。

A 移動支援については、在宅生活を行っている方の社会生活上必要な外出支援を行うサービスであるため、原則入院中や施設入所中（短期入所中を含む。）の方は、外泊中や一時帰宅中であっても、病院や施設、自宅等を発着点として移動支援を利用することはできません。

しかし、一時帰宅して施設や病院が全く報酬算定されない期間や、入退所日（入退院日）の自宅にいる時間等については、利用することが可能な場合があります。

Q 4 1回当たりのサービス提供時間

1回のサービス提供時間に制限はありますか。

A 一日の範囲内で用務を終えるものであれば、1回のサービス提供時間に制限はありません。

Q 5 市外に行く場合の移動支援

市外に行く場合であっても、移動支援を利用することはできますか。

A 一日の範囲内で用務を終えるものであれば、市外に行く場合も移動支援の利用は可能です。その際の交通費は原則として利用者負担となります。

Q 6 ヘルパー自らが車を運転する場合の算定

ヘルパーが運転する車を利用して目的地まで移動した場合でも、移動支援の算定対象となりますか。

A ヘルパー自らが運転する場合、運転時間中は、常時支援が行える状態にはないため、運転時間を除いて移動支援を算定することとなります。運転時間がわかるように、記録しておいてください。

また、ヘルパー自らが運転する車をサービス提供に用いる場合には、運送に係る費用の徴収にかかわらず、別途道路運送法上の許可（一般乗用旅客自動車運送事業又は福祉有償運送等）が必要となります。許可を受けずに実施した場合は、移動支援全体の報酬算定対象としません。

Q 7 ヘルパー派遣に関する交通費

ヘルパー派遣に要する交通費を利用者から徴収することは可能ですか。

A 自宅発着の場合、事業所から利用者宅までの交通費については徴収することはできません。

待ち合わせ場所までのヘルパー派遣に要する交通費については、あらかじめ利用者に説明を行い同意を得ている場合は、交通費を徴収することが可能です。また、目的地のみの支援を行う場合も、上記と同様に交通費を徴収して差し支えありません。

Q 8 複数の目的地がある場合

1回の移動支援で複数の目的地に行くことは可能ですか。

A 複数の目的地に行くことに対する制限はありません。

ただし、一連の外出の中で、移動支援の対象とならない目的地（学校、通所事業所等）が含まれる場合は、当該移動支援全体が算定対象とならない場合があります。

Q 9 学校行事での外出

学校行事（遠足、社会見学等）で外出する際に移動支援を利用することは可能ですか。

A 学校行事については、学校で対応すべきものとなるため、移動支援の対象となりません。

Q 10 スーパー銭湯や温泉での入浴

スーパー銭湯・温泉等の余暇を目的とした入浴の場合、入浴に伴う介助を移動支援の対象として良いですか。

A 公衆浴場等における余暇を目的とした入浴であれば、その際に必要となる介助も移動支援の対象として結構です。

Q 11 プール内での支援を行う場合

移動支援を利用してプールに行く場合、プールの中の介助も移動支援として算定することはできますか。

A 移動支援の対象となるのは、目的地に行くまでの移動の介助及び目的地での移動、食事、排せつ等の介助や、危険回避のための必要な支援を行った場合となります。その視点で、プール内の介助も危険回避目的であれば対象となりますが、一緒に泳ぐなど、移動支援の本来の目的とならない場合は算定できません。

Q 12 移動支援事業所主催の行事

事業所が主催（発案・企画）した集団旅行・遠足等のレクリエーション活動に際して、移動支援を利用することはできますか。

A 移動支援事業は原則、利用者の発意による外出となります。特定の利用者を集める目的で、移動支援事業所（運営法人も含む。）が主催する行事等については、移動支援の対象とはなりません。

事業所による利用者の困り込みを防ぐ観点から、別団体主催の行事であっても、実質的に事業所や職員が関与している場合は対象となりません。

Q 1 3 通所途中に目的地へ向かう場合

通所先から目的地までの移動をボランティアで行った場合であれば、目的地から自宅までの移動に移動支援を利用することはできますか。

A 「通年かつ長期にわたる外出」の利用を移動支援の対象とはしていないので、発着点が通所施設等の場合は移動支援を利用することはできません。

通所先から目的地へボランティア等で支援したとしても、実質的には通所の支援に該当すると考えられるため、移動支援の対象とはなりません。「どこかに寄れば通所が移動支援の対象になる」と誤解しないようにしてください。

Q 1 4 準備のみを行って外出できなかった場合

外出のための用意をしていたが、利用者の具合が悪くなって外出できなくなった場合に、移動支援の算定はできますか。

A 外出のための着替え、排せつ等の準備の介助をしていた時間については、算定の対象となりますが、それ以降の時間については、移動支援の対象とはなりません。

Q 1 5 「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」のサービス内容
「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」では、提供できるサービスに差がありますか。

A 「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」との区別については、排泄介助、食事介助、行動障碍(がい)による直接的介護が必要かの違いとなり、実際に提供できる移動のサービス内容に違いはありません。

Q 1 6 「通年かつ長期にわたる外出」「社会通念上適当でない外出」

「通年かつ長期にわたる外出」「社会通念上適当でない外出」とはどのようなものがありますか。

A 「通年かつ長期にわたる外出」とは、年間を通し、日々継続して必要となるような外出(概ね3か月以上)を想定しており、具体的には、通学、通所、通園、学童保育への送迎については、原則移動支援の対象としておりません。

利用者の発意による利用であって、結果的に定期的となっている外出(サークル活動など)については、標準支給量の範囲内の目安であれば、その利用を制限するものではありません。

会費のある教室や講座などは原則対象外ですが、期間の決まっているもの(目安3か月 計30時間を想定)については、原則として移動部分のみで、受講中は主催者側の対応とします。目安を超える期間の場合は、障碍(がい)福祉課にご相談ください。

「社会通念上適当でない外出」とは、公的サービスで利用することが、一般的に理解を得られるかの視点で考え、是非の意見が分かると想定されるものは事前に障害(がい)福祉課にお問い合わせください。

Q 1 7 短期入所への移動支援

短期入所を利用する際の送迎に、移動支援を利用することは可能ですか。

A 短期入所の利用に当たっては、自ら入所することが困難な利用者に対しては、利用者の送迎に要する費用について、報酬上の評価が行われているため、原則当該事業所が対応することになり、移動支援を利用することができません。

ただし、短期入所先へ送る予定であった家族等が、体調不良等により送ることが困難となった場合については、例外的に利用することが可能となります。

Q 1 8 個別支援型とグループ支援型の併用

途中までは個別支援型、途中からはグループ支援型によるサービス提供は可能ですか。

A 個別支援型の場面とグループ支援型の場面がある場合には、個別に分けるのではなく、一連の外出全てとしてグループ支援型の報酬で算定してください。

2 日中一時支援事業

1 日中一時支援の概要

日中一時支援は、市内に住所を有する障害(がい)者等の日中(午前8時から午後6時まで)における活動の場を確保し、障害(がい)者等の家族の就労を支援し、又は日常的に介護している家族の一時的な休息を確保し、もって福祉の増進を図ります。

2 実施方法

日中一時支援のサービス実施方法は、「ショートステイ型」と「一時預かり型」の2種類があります。

○ショートステイ型

短期入所の事業を行う者が、宿泊を伴わない短期入所支援に準じて行う障害(がい)者等に係る一時的な見守り等の支援を行います。

○一時預かり型

障害福祉サービス事業所とは別の居室や空床部分を活用し、障害(がい)者等に係る一時的な見守り等の支援を行います。

3 日中一時支援の対象者

原則市内に住所を有する在宅の障害(がい)者・児であり、身体・療育・精神のいずれかの障害者手帳を有しており、日中において監護する者がいないため一時的な見守り等を要する方が対象となります。

○難病患者

障害者総合支援法第4条第1項又は児童福祉法第4条第2項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障害(がい)の程度が、厚生労働大臣が定める程度である者。

4 標準支給量

	標準日数
日中一時支援	31日 — 日中活動系サービスの支給決定日数 (日中活動系サービス等の支給決定をしていない場合) 23日 ※日中活動系サービス(障害児通所支援を含む)と日中一時支援の月当たりの合計利用日数は、当該月の日数の範囲内とします。

※日中(午前8時から午後6時)での支援を想定しています。

※「日中活動系サービスの支給決定日数」について、生活介護等のように「当該月の日数－8日」と表記されている場合は、サービス等利用計画における利用予定日数と読み替えます。

重度障害者支援加算対象者(重度障害者等包括支援対象者)は、上記規定の対象外とします。重度障害者等包括支援については『宝塚市障害福祉サービス等ガイドライン』のP35を参照してください。

<<決定支給量の計算方法>>

日中一時支援の支給量については、4.5週として支給量を計算してください。ただし、利用の仕方によって、月によっては不足が生じる場合は、回数に当てはめて計算してください。

$$\text{決定支給量} = \text{1週間の利用支給量} \times 4.5\text{週}$$

<<標準支給量の特例>>

介護者の病気等による入院や、予期せぬ事態が発生し、一時的に決定支給量を超えて必要不可欠な日中一時支援を利用する必要がある場合など、現在決定している支給量が不足してしまう場合は、対象者の状況を勘案した上で、標準支給量を超えて市が必要量を支給決定することも可能とします。

ただし、この場合の支給は原則として、

- ① 概ね2か月を超えない機関であること
- ② 可能な限り利用前に、相談支援事業所が障害(がい)福祉課に連絡を行うことが必要です。

2か月を超えて引き続き利用を必要とすることが予測される場合には、相談支援事業所が市の担当者にご相談ください。

また、<<標準支給量の特例>>により決定した支給量は、2か月間は非定型審査会には諮らないこととしますが、上記の取扱いは、本来、事由発生前の決定支給量に戻ることを想定していますので、2か月を超えてもなお標準支給量を超える支給量になる場合は、非定型審査会の意見を聴いた上で、個別に適切な支給量を決定します。

<<標準支給量と乖離する支給決定(いわゆる「非定型」の支給決定)>>

個々の障害(がい)のある方の事情に応じ、標準支給量と乖離する支給決定(以下「非定型」という。)を行う必要がある場合には、非定型審査会へ意見を聴いた上で、個別に適切な支給量を決定します。

「非定型」の支給決定を必要とする場合には、通常サービス申請書類を基に、障害支援区分二次判定資料・医師意見書等を加えて非定型審査会で意見を聴きますが、別に審査資料として、相談支援事業所に本人の介護状況等を説明する資料の作成、サービス提供事業所に個別支援記録等の提出をお願いする場合があります。

5 利用者の負担

日中一時支援にかかる利用者の負担割合については、移動支援と同様です。詳しくはP7～P8をご覧ください。

6 事業所の報酬

日中一時支援事業の報酬については、ショートステイ型・一時預かり型それぞれで報酬単価が異なります。一時預かり型については、一日当たりの時間単位の報酬になります。

7 留意事項

日中活動系サービス(障害児通所支援)と日中一時支援の月当たりの合計利用日数が当該月の日数を超えないこと。

8 日中一時支援に関するQ & A

Q 1 日中活動系サービス（障害児通所支援含む）と同日利用する場合
日中活動系サービスと日中一時支援事業所が別事業所の場合、同じ日に日中一時支援を利用することは可能ですか。

A 日中活動系サービス事業所と日中一時支援事業所の運営法人が異なる場合、日中活動系サービスの利用日と同じ日に日中一時支援を利用することは可能です。

日中活動系サービス事業所と日中一時支援事業所の運営法人が同じ場合、日中活動系サービス利用日と同じ日に日中一時支援を利用することは原則不可とし、日中活動系サービスの延長支援加算等を算定してください。

①利用者及び介護者のやむを得ない理由であり、②日中活動系サービスの開所時間後のみ日中一時支援の利用は可能です。しかし、どちらのサービスも利用日数を1日として数えるので、合計利用日数にご注意ください。また、日中活動系サービスと地域生活支援事業両方に自己負担が発生することを説明し、本人や保護者等の同意を得てください。

Q 2 短期入所と日中一時支援を同日利用する場合
短期入所事業所と日中一時支援事業所を同じ日に利用することは可能ですか。

A 短期入所事業所と日中一時支援事業所の同日利用については、やむを得ない理由を除き、両者が同一敷地内かつ同法人運営の事業所である場合は、利用できません。

Q 3 1日に複数回利用する場合
1つの日中一時支援事業所について、1日のうちに複数回利用することはできますか。

A 1つの日中一時支援事業所を1日のうちに複数回利用することは可能ですが、複数回利用した場合は、合計利用時間による報酬単価となります。

Q 4 1日に日中一時支援事業所を複数利用する場合
日中一時支援事業所を1日のうちに複数利用することはできますか。

A 1日のうちに利用できる日中一時支援事業所は1か所のみです。

Q 5 共同生活援助（グループホーム）の入居者及び施設入所支援の入所者が利用する場合

共同生活援助（グループホーム）に入居していますが、日中一時支援事業所を利用することはできますか。施設に入所している場合は、日中一時支援事業所を利用することはできますか。

A 日中一時支援は障害（がい）者等の家族の就労を支援し、又は日常的に介護している家族の一時的な休息を確保することを目的としています。

グループホームに入居している場合や施設に入所している場合は、家族の就労支援や日常的に介護しているとは言えず、利用することはできません。障害福祉サービスの利用を検討してください。

Q 6 夏休み等、学校の長期休暇期間について、特別な措置はありますか。

A 標準支給量について、日中活動系サービスと日中一時支援の月あたりの合計利用日数は、原則当該月の日数の範囲内としていますが、夏休み等の学校の長期休暇期間については本規定の対象外とします。

宝塚市地域生活支援事業ガイドライン（支給決定基準）

宝塚市 健康福祉部 障害(がい)福祉課

〒665-8665

宝塚市東洋町1番1号

電話 0797-77-2077

FAX 0797-72-8086